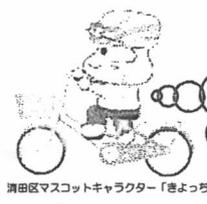




清田区交通安全運動 推進委員会だより R6-2 自転車



清田区交通安全運動
推進委員会
TEL 011-398-9009



令和6年11月1日 道路交通法改正!!

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化!

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。



清田区マスコットキャラクター「きよっち」

運転中の「ながらスマホ」



あぶないにゃ~!



スマートフォンなどを手で保持して、
・ 自転車に乗りながら通話する行為
・ 画面を注視する行為
が新たに禁止され、罰則の対象となります。

- 違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- 違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供・同乗者は
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

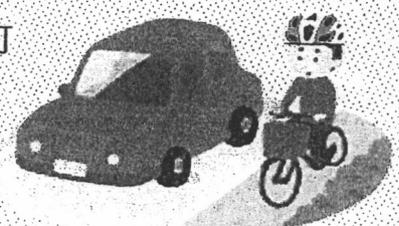


自転車も車の仲間です。正しいルールを学んで、交通事故を未然に防ぎましょう。



自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



「セーフティ自転車ライダーのススメ!」で自転車のルールをしっかりと学びましょう。